

## 平成30年度 秋田県健康づくり審議会 がん対策分科会

### がん登録部会 議事概要

1 日 時 平成30年12月27日(木) 午後4時～午後6時

2 場 所 秋田県議会棟特別会議室

3 委員の出席

出席委員数:5

欠席委員数:2

4 議 事

報告事項

(1)秋田県地域がん登録資料利用の申請状況について

(2)全国がん登録に係る指定診療所について

協議事項

(1)窓口組織について

(2)審議会その他の合議制の機関について

(3)秋田県がん登録事業情報提供事務処理要綱(案)について

(4)秋田県における都道府県がん情報の提供の利用規約(案)について

(5)「秋田がんナビ」サイトについて

## 議事概要

開会宣言、健康福祉部健康づくり推進課長のあいさつに引き続き、秋田県健康づくり推進条例の規定に基づき、議事（１）部会長の選出が行われ、戸堀 文雄委員が部会長に選出された。また、戸堀部会長は本山 悟委員を部会長職務代理者に指名した。

### 部会長選出

- 事務局 秋田県健康づくり推進条例及び秋田県健康づくり審議会分科会及び部会設置要綱により、部会長は委員の互選により定めることとなっている。いかが取り計らったらよいか。
- 事務局 事務局が提案することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし
- 事務局 戸堀委員にお願いしたい。
- 各委員 （異議なしの声）
- 事務局 部会長には議事に入る前に、健康づくり推進条例第２３条第４項により、部会長職務代理者を指名していただきたい。
- 部会長 地域がん登録から移行したような形で全国がん登録が始まった。平成２８年の成績はまだ公表されていないが、当室の集計では１２，０００件程度と前年に比べて１割強増えた。これは、全国がん登録が義務化されたことにより、提出数が多くなったことによると考えている。また、これまで秋田県は成績が非常によかったが、これから全国一律のやり方で実施すると、これまでより成績が落ちるかもしれないという若干の危惧もある。近々公表される成績を楽しみに待っている。全国がん登録においては、データを集めるだけでなく、利用するということが大切である。今回の部会では、それに伴う手続き等についての議事になるかと思うのでよろしくお願いしたい。  
職務代理者には、本山委員にお願いしたい。
- 本山委員 承知した。

### 報告事項（１）秋田県地域がん登録資料利用の申請状況について

- 事務局 （資料１に基づき説明）
- 部会長 質疑がなければ次に進む。

### 報告事項（２）全国がん登録に係る指定診療所について

- 事務局 （資料２に基づき説明）

- **佐藤(家)委員** 未指定医療機関について、がんの診療を行っていると思われる医療機関もあるが、これは届出がないということか。
- **事務局** そのとおりである。
- **佐藤(家)委員** 大部分の診療所では、自院で診断したがん患者は大きな病院に紹介して治療しているが、中には自院で治療を行っている診療所も相当数ある。例えば、早期がんであれば内視鏡で治療を行うということがある。
- **事務局** 昨年度から、郡市医師会等を通じて診療所に周知し、指定の申出をしていただけるようお願いしている。また、県から直接申請書を送付し、申出してもらおうようお願いしている。来年度も同じように、医師会と県の2つの方向からの働きかけをしていきたいと考えている。
- **佐藤(家)委員** 加入しない理由は何か。
- **事務局** 未加入の医療機関からは連絡がないため、理由は把握していない。
- **部会長** 診療した患者は全員病院へ送っているので、そこからもらえば良いというような意見を聞く。ただ、これからも県と医師会とが協力して二次検査実施医療機関については、働きかけを続けていってほしい。
- **本山委員** 参加しない理由として、オンライン上の届出が義務付けられているからという意見を聞いたことがある。それは、インフラが整っていない、未加入の医療機関開設者が年代的にそのような面に通じていないといったことが要因になっていることはないか。
- **事務局** それもあると考えられる。これまで、指定を辞退された診療所の辞退理由にも、「高齢のため」、「ネット接続の環境がない」といった理由があった。そのような理由で申請していない診療所もあるかと思う。
- **本山委員** がん治療を完遂されている施設が、患者を病院へ送るから申請しないという理由は成り立たない。特に、早期がんのがん登録については、秋田県はがん死亡率が高く、死亡率を下げるためには大切どころであり、未指定の原因が環境にあるならば、それをサポートするような取り組みが必要かと思う。しかし、県がそれをサポートするというのも難しいところがあると思う。そこで事務局から説明のあった医師会からの通知だが、医師会というのは県医師会か。
- **事務局** 通知は県医師会と郡市医師会のどちらにも送って、各会員に周知してもらおうようお願いしている。
- **本山委員** 佐藤(家)委員に伺いたいですが、このような呼びかけは郡市医師会からの方が、効果があるように思うがいかがか。
- **佐藤(家)委員** 県では郡市医師会長経由で周知しているが、郡市医師会長に更なる働きかけをお願いしたい。
- **部会長** ネット環境を国や県で推奨しているわけだが、そのような環境が

整わない、理解が得られないということがある。疾病登録室としては、国や県が推奨する環境ではなく、USBまたは紙でも随時受け付けている。また、USBと言っても、楽々がん登録という名前で、エクセルを使った登録プログラムを使い、登録をサポートする準備が出来ている。ネット環境が整わないという理由であれば、そのような方法でも受け付けるということは県として問題ないか。

- **事務局** 届出は事業団へ行ってもらうこととなっているため、USBや紙での申請が可能であれば、申請を募集する際に、ネット環境がなくても問題ないということに注意書きに加え、募集させていただければと思う。
- **部会長** 必ずしもネット環境が必要ではないという文言を入れてもらえれば、もう少し申請が増えるかもしれない。
- **事務局** 来年度の申請の通知については、そのようにしたい。
- **佐藤(家)委員** 各郡市医師会長に二次検査実施医療機関における全国がん登録未指定医療機関名簿を使って、各会員の指定状況をお話しすることは可能か。
- **本山委員** そのように使っていただいた方がよいかと思う。
- **佐藤(家)委員** 私の方から、二次検査実施医療機関における全国がん登録未指定医療機関名簿を使って郡市医師会長からのアプローチを依頼することも出来るかどうか。
- **事務局** 可能である。後でデータをお渡しする。

#### 協議事項(1)、(2)、(3)、(4)について

- **事務局** (資料3, 4, 5, 6に基づき説明)
- **部会長** 窓口組織について、何か御意見はないか。
- **佐藤(家)委員** 事業団に新しい業務を担ってもらうことになるが、事業団の人的負担等は問題ないか。
- **部会長** 内部的には、新しい業務を担当する正規職員を様々な管理者にするといった対応が出てくると思われる。また、総務と話し合った結果、内部的な規約も変える必要があると考えている。
- **佐藤(家)委員** 負担があるならば、相当の予算措置も必要ではないか。
- **部会長** それについては、全国がん登録の運営が可能なように都道府県知事が必要な措置を行うことになっていたと思うがいかがか。
- **事務局** 資料3別紙1にある、がん登録等の推進に関する法律第22条第1項にある全国がん情報を記録するデータベースの整備については、事業団に委任しておらず、この部分については、県の直営業務として行っていくこととなる。

- **部会長** いろいろな負担はあるかと思うが、窓口組織としては事業団におくということで意義はないか。  
 意義がないようなので、窓口組織については、総合保健事業団に設置することとする。  
 次に、審議会その他合議制の機関について、何か御意見はないか。  
 意見がないようなので、審議会その他合議制の機関については、がん登録部会で対応することとする。  
 次に、秋田県がん登録事業情報提供事務処理要綱案について、この要綱案は、国が示す内容に倣っているものと認識している。何か御意見はないか。
- **佐藤(勤)委員** 資料3別紙2の図6について、がん登録等の推進に関する法律第20条で「病院等への提供」に関しては、申出文書を提出すれば委員会等を開催せずに提供されるということだが、このデータの内容は申請した病院のデータに限られるという理解でよいか。または、他の病院のデータも提供してもらえるのか。また、私の所属する病院は、地方独立行政法人でもあるが、この場合、病院等にあたるのか、地方独立行政法人等にあたるのか。
- **事務局** まず、市立秋田総合病院の場合は、がん登録等の推進に関する法律第19条第1項第二号にあるとおり、当該市町村が設立した独立行政法人という記載があり、これに該当する。したがって、資料3別紙1の市町村等に記載されている手続きになる。
- **佐藤(勤)委員** 他の病院とは手続きが異なるということか。
- **事務局** そのとおりである。1点目の質問にあったことについて、がん登録等の推進に関する法律第20条を見ると、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報という記載がある。したがって、申出があった病院のデータのみを提供することになる。
- **部会長** 他に意見がないようなので、この要綱案については承認することとする。  
 次に、秋田県における都道府県がん情報の提供利用規約案について、何か御意見はないか。
- **本山委員** 個人を同定出来ないような情報にしてしまえば、秋田県全体のがん登録データあるいは、ある条件で作られたグループのがん登録データを入手出来るという解釈をしていたが、必ずしもそうでない場合があるということか。つまり、個人を識別できる情報を収集しないのであれば秋田県全体のデータを利用規約案に基づいて入手出来るのか。なお、国立がん研究センターでは可能である。
- **佐藤(勤)委員** がん登録等の推進に関する法律第21条に規定されるがん研究者として入手するということか。

- **本山委員** 国立がん研究センターに関して言えば、このような情報を入手できる条件は、各病院でがん登録を行っている者となっており、研究者ではないため。佐藤（勤）委員の所属する病院のがん登録を行っている者が国立がん研究センターの持つ情報を利用できる一人になっている。
- **佐藤(勤)委員** がん登録等の推進に関する法律第21条第8項及び第9項を見ると、匿名化した情報を収集することが出来るように思う。
- **事務局** 資料4に別表として「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」がある。こちらに合致する場合は提供可能である。また、提供依頼申出者別に匿名化された情報の収集可否については、疑義が生じた際は、国立がん研究センターに問い合わせることとなる。
- **本山委員** 秋田県全体のデータあるいは他医院のデータを、研究者並びにがん登録を行っている者が申請すれば提供することは可能ということか。
- **事務局** 資料3にあるとおり、申出が出来る方としては都道府県、都道府県が設立した独立行政法人、市町村、市町村が設立した独立行政法人、病院等及びがん研究者となっているが、資料4の提供依頼申出者の欄に「上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者」とある。実際のがん登録を行っている方が情報提供を受けられるかどうかについては、ここで読めるのではないかと考える。
- **本山委員** 可能ということで承知した。私は院内がん登録を担っているが、院内がん登録の収集は利用規約案等で定めるものとは別であるという認識でよいか。
- **事務局** そのように考える。
- **部会長** 他に意見がないようなので、この利用規約案については承認する。  
議事（4）その他だが、委員から御意見・御提案はないか。私の方から一点御協議いただきたいことがある。「秋田がんナビ」というサイトを作ったが、国立がん研究センターが運営しているがん情報センターの地域がん情報というところで、各都道府県の状況を公的に公開しており、そこに「秋田がんナビ」サイトをリンクしてもらうために、がん登録部会で「秋田がんナビ」サイトを認めていただきたい。
- **佐藤(家)委員** このサイトは、戸堀委員が管理しているのか。
- **部会長** そのとおりである。私たちが目指しているものは、国立がん研究センターの地域のがん情報にリンクしてもらい、「秋田がんナビ」サイトを見てもらうこと。患者目線に立ったがん情報サービスのホームページが全国で作られ始めており、がん患者に提供されている。通常だと、都道府県等が作っており、国立がん研究センターにリンクを貼ってもらうことが可能だが、リンクが貼れるかどうかの判断基準として、運営主体組織が公的機関、診療

拠点病院または学会であることといった縛りがあるため、リンクを貼ってもらうことは簡単ではない。このサイトは秋田県総合保健事業団が作っている形になっているが、秋田県総合保健事業団が公的機関に該当するかどうかの点が難しい。したがって、複数の専門家で協議し、専門家のコンセンサスを得ることが出来る組織としてがん登録部会に承認していただけないかという提案である。なお、この件については、がん対策情報センター長の若尾先生にも相談しており、がん登録部会で承認が得られるならばリンクを貼れる可能性もあるが、ハードルが高いとも伺っている。

- **本山委員** ハードルが高いということについて、どの部分がひっかかっているのか。
- **部会長** 地域のがん情報センターからリンクしているサイトは、ほぼ全てが都道府県のサイトである。したがって、リンク先が秋田県総合保健事業団となっていることが難点である。
- **本山委員** 「秋田がんナビ」は秋田県総合保健事業団が作っている形になっているとのことだが、実際は戸堀委員のところで作っているのか。
- **部会長** 疾病登録室で作っている。
- **本山委員** 秋田県にもいろいろながんの情報サイトがあるが、国立がん研究センターとは直接リンクできなくても、例えば、秋田県がん診療連携協議会のホームページなどをリンクさせることが出来れば、そのキーとなるサイトとして、患者の利便性が上がると思う。
- **事務局** 本山委員の仰るとおり、がん診療連携協議会のホームページに、「秋田がんナビ」をリンクさせ、協議会のホームページを国立がん研究センターのホームページにリンクさせる方法もあると思うので、そういう視点で御協議いただけないか。
- **本山委員** 2月の協議会で検討したいと思う。その場合、様々な情報サイトの中心になるサイトを据えて、それに周りが付いていく形が良いと思う。したがって、県の審議会の一つであるがん登録部会で、「秋田がんナビ」を公式なものとして県のがん情報の中心に据えるということであれば、がん診療連携協議会のサイトが「秋田がんナビ」にリンクをはるという話を持っていけばよいと思う。その協議会への持っていき方については、後で事務局からアドバイスをもらえればと思う。戸堀委員は、「秋田がんナビ」を秋田県のがん情報サイトの中心に据えるという考えか。
- **部会長** 県に作ってもらえればよいかと思うが、なかなかそうはいかないだろうから、まず疾病登録室が作り、そのようになっていけばよいと思う。また、議事録に残していただければ、国立がん研究センターとの対応について、進展があるかもしれないのでよろしく願いたい。

- **本山委員** 秋田県総合保健事業団の位置づけについて、がん情報センターでは、公的機関または公的財源で運営されている団体に該当すると考えていないのか。
- **部会長** そういう位置づけにはないと認識している。
- **事務局** 本山委員も仰っていたように、がん診療連携協議会のホームページにリンクを貼るという前提で、部会の承認をいただくということによろしいか。それとも、国立がん研究センターに直接リンクを申し出ることの承認ということか。
- **部会長** 地域のがん情報に直接リンクを貼っていただくようお願いするということである。
- **本山委員** 個人的にはそれでよいが、事務局の認識もそれでよいのか。
- **事務局** こちらの捉え方として、がん診療連携協議会のホームページにリンクを貼って、協議会のホームページを介して、国立がん研究センターに繋げていくという捉え方だったが、それでよろしいか。
- **部会長** 「秋田がんナビ」から直接リンクさせるということである。他に御意見がないようなので、御承認いただいたということとする。

閉会